

答 申

第1 審査会の結論

宮城県住宅供給公社が行った決定は、妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

1 異議申立人は、平成28年2月10日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、宮城県住宅供給公社（以下「実施機関」という。）に対し、「平成16年度～平成26年度，UR〇〇団地共益費（各年度）決算報告と運営計画予算表」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、各年度における入居者への通知「共益費の運営計画について（お知らせ）」（以下「運営計画表」という。）及び「共益費の収支状況について（お知らせ）」（以下「収支状況表」という。）を特定した。

その上で、平成24年度から平成26年度分は開示し、平成16年度から平成23年度分（以下「本件行政文書」という。）については、不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、本件行政文書を保有していない理由を「文書保存期限超過のため」として、平成28年2月24日、異議申立人に通知した。

3 実施機関は、本件処分について、本件行政文書が存在しない理由を次のとおり補足し、平成28年2月26日、異議申立人に通知した。

本件行政文書は、宮城県住宅供給公社文書取扱要綱（昭和51年4月1日施行。以下「文書取扱要綱」という。）上、保存年限3年の文書に該当し、文書保存期間の延長も行っていないことから、年度末毎に廃棄しており、念のため事務室及び書庫も探索したが請求対象となる行政文書は見つけられなかったことから、現在保有していないと認められるため。

4 異議申立人は、平成28年3月7日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、不存在とした文書の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、概ね次のとおりである。

「文書取扱要綱別表第2（第28条関係）の宮城県住宅供給公社文書保存年限及び種別の基準の文書分類表（都市機構・公社住宅）」（以下「文書分類表」という。）の07 共益費「01 共益費運用一般 保存年限3年，05 帳簿及び伝票等保存年限5年」とあり、開示請求の平成22年度，平成23年度分は開示できる。

また、会計が「01 共益費運用一般 3年，04 共益費運用基準 3年，05 帳簿及び伝票等 5年」となっている事項は、「02 共益費算定基準 10年，03 共益費額決定 10年」とあることから、合理性に欠ける。よって本件行政文書を開示できる。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書等において述べている内容は、概ね次のとおりである。

文書分類表においては、共益費に関する文書の保存年限について、次のとおり定めている。

- 01 共益費運用一般 保存年限 3年
- 02 共益費決定基準 保存年限 10年
- 03 共益費額決定 保存年限 10年
- 04 共益費運用基準 保存年限 3年
- 05 帳簿及び伝票等 保存年限 5年

今般、不存在決定をした本件行政文書は、当該団地の各年度における個別の支払や収入の実績及び予定を基に、該当年度の共益費の収支状況又は運営計画を居住者にわかりやすく示した各戸に配布済みの文書であり、文書分類表の「01 共益費運用一般 保存年限3年」に当たるものとしているところである。

したがって、本件行政文書は保存年限を経過していることから、文書取扱要綱第30条第1項に基づき廃棄しており、不存在決定をしたものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の

向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件処分について

(1) 本件開示請求に対応する行政文書について

実施機関は、第2の2で述べたとおり、本件開示請求に対応する行政文書を特定したが、本件開示請求の趣旨は、各年度の共益費に係る予算書及び決算書そのものの開示を求めているとも解されることから、各年度の共益費に係る予算書及び決算書の有無について、改めて実施機関に説明を求めたところ、UR〇〇団地は、実施機関が、設置者である独立行政法人都市再生機構（以下「UR都市機構」という。）から当該賃貸住宅の管理運営業務を受託しているにすぎず、当該団地の共益費に係る予算書及び決算書は、毎年度UR都市機構において作成されるものであるから、実施機関においては共益費に係る予算書及び決算書を作成又は保有していない、ということであった。

よって、本件開示請求に対応する行政文書として運営計画表及び収支状況表を特定した実施機関の説明に、不自然・不合理な点はなく、妥当なものである。

(2) 運営計画表及び収支状況表の保存年限について

文書取扱要綱第27条第1項の規定によれば、完結文書は文書分類に従い会計年度により区分することとされており、文書取扱要綱別表第1により分類ごとの保存年限が定められている。運営計画表及び収支状況表について、「共益費の収支状況又は運営計画を居住者にわかりやすく示した文書であり、共益費運用一般に分類される」という実施機関の説明に不自然な点はなく、その保存年限は3年と認められる。

また、文書の保存年限の起算については、文書取扱要綱第28条第3項で「会計年度によるものは翌年度の初日から起算する」とされている。運営計画表は、毎年度の共益費の運営計画に関する通知文で、当該年度の9月頃に全入居者に送付され完結する文書である。一方、収支状況表は、毎年度の共益費の収支状況に関する通知文で、翌年度の7月頃に送付され完結する文書である。よって、その保存年限は、それぞれ行政文書が送付された日の属する年度の翌年度の初日から起算されるものと認められる。

(3) 本件行政文書の不存在について

(2) で述べたとおり、運営計画表及び収支状況表の保存年限は3年であるところ、実施機関は、保存年限経過により本件行政文書は存在しないと主張しているため、以下実施機関の主張について検討する。

イ 平成16年度から平成22年度分までについて

平成16年度から平成22年度までの運営計画表及び収支状況表については、平成26年度末までに3年の保存年限を経過していることから、保存年限経過のため廃棄したという実施機関の説明に、特段不自然な点は認められない。

ロ 平成23年度分について

平成23年度運営計画表は、当該年度に完結する文書であるから、3年を経過する平成26年度終了時点で保存年限が経過したため廃棄したという実施機関の説明に不自然な点は認められない。

また、実施機関は、平成23年度収支状況表についても保存年限を経過していたため廃棄したと説明しているが、平成23年度収支状況表は平成24年7月の完結文書であり、文書取扱要綱によれば、その保存年限は平成27年度末までであることから、本件開示請求がなされた時点においては保存年限経過前の文書である。

そこで、改めて実施機関に説明を求めたところ、実施機関においては、毎年度の運営計画表及び収支状況表を同一の会計年度毎に編集及び製本していたため、保存年限が経過した平成23年度運営計画表と同じ簿冊に編綴されていた平成23年度収支状況表についても保存年限を経過したものと誤認したことが確認された。さらに、実施機関の再探索及び当審査会が事務局に指示して実施した調査においても、平成23年度収支状況表は存在しなかった。

以上のことから、文書取扱要綱に規定する文書の整理保存について、実施機関の理解に不十分な点があったことにより、文書管理に不備が生じ、結果として保存年限経過前の文書が誤って廃棄されたものと認められ、事実として本件行政文書は存在しないことが確認された。

3 結論

以上のとおり、実施機関が本件行政文書につき、不存在であるとした本件処分は、妥当である。

4 付言

前記2(3)ロに述べたとおり、本件においては、実施機関の行政文書の管理

に不適切な点があったと言わざるを得ない。

なお、実施機関によれば、誤廃棄の判明後、行政文書の整理保存の方法を再確認し、種別毎かつ完結年度毎の簿冊に編綴し保存するよう是正したとのことであるが、今後、実施機関においては、より一層適切な文書管理がなされるよう要請する。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙1のとおりである。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
28. 4. 21	○ 諮問を受けた。(諮問第215号)
29. 5. 22 (第367回審査会)	○ 事案の審議を行った。
29. 6. 28 (第368回審査会)	○ 事案の審議を行った。
29. 7. 26 (第369回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（平成29年8月29日現在）

氏名	区分	備考
蘆立順美	学識経験者	会長職務代理者
伊勢みゆき	情報公開を理解する者	
板明果	学識経験者	
齋藤信一	法律家	会長
十河弘	法律家	